

児童手当を受けている方へ

現況届を忘れずに！

手当てがストップします

児童手当と就学前特例給付を受給している方は毎年6月に「現況届」を提出していただくことになっています。

児童手当と就学前特例給付は、所得が一定額以下の方が受給できることになっています。毎年所得を調査するように決められています。

このため、6月30日までに、所得の状況等を確認するための「現況届」を役場保健福祉課に提出することになります。

この「現況届」を忘れると、たとえ所得が一定額以下であっても6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

なお、該当者には直接郵送されます。

※問い合わせ先
保健福祉課 ☎82-8816



【現況届に必要な添付書類等】

- ・年金加入証明書又は申立書（請求者がサラリーマン等の場合に提出）
- ・前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（今年の1月1日に横芝町に住所がなかった場合に提出）
- ・その他（必要に応じて提出する書類があります。）

地域安全ニュース

《「子ども110番の家」増設》

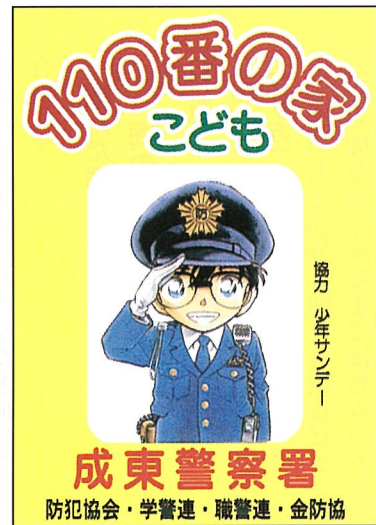
平成11年から設置されている黄色いコナン君のプレートでお馴染みの「子ども110番の家」ですが、皆様のご協力により、かなり地域に浸透し、子どもの安全を守る重要な役割を果たしています。

そこで今年度、学校や地域の方々の更なるご協力により、「子ども110番の家」設置場所を見直し、増設することになりました。

登下校中に子どもが不審者に声をかけられる事案が頻発しています。

ご近所の「子ども110番の家」をもう一度確認し、危険を感じたときには直ぐに助けを求めるよう、ご家族でよく話し合ってください。

成東警察署 ☎0475-82-0110



6月は

動物の正しい飼い方

推進月間です。

- 犬の首輪には、登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけましょう。
 - 動物は責任を持って終生飼いましょう。
 - 犬やねこが飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。飼い主探しの方法を紹介します。
 - 犬やねこがみだりに繁殖しないように、不妊・去勢手術などの措置に努めましょう。
 - 犬やねこに、他人の敷地内で排泄させるような行為はやめましょう。犬の運動と排便是しつけにより分けることが可能です。犬の正しい飼い方・しつけ方教室を開催しています。
 - 犬を運動させる場合は、犬を制止できる人が行いましょう。
- ※問い合わせ先
- 県庁衛生指導課 ☎043-223-2627
 - 千葉県動物愛護センター ☎0476-93-5711
 - 山武健康福祉センター (山武保健所) ☎0475-54-0611